

規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十三号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第3種文書等（保存期間が5年の文書等）の項中12を14とし、11を13とし、10の次に次のように加える。

11 勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等

12 復命書

別表第4種文書等（保存期間が3年の文書等）の項中1及び2を削り、3を1とし、4から9までを2から7までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等及び復命書の保存期間については、なお従前の例による。